# 新橋中自治会 「町の防災部」業務指針

(目的)

第1条 災害対策基本法及び横浜市泉区防災計画の規定により、災害発生時に被害の防止 及び減災を図るため、地域住民の相互協力により防災・減災活動を行うことを目 的とする。

(事業)

- 第2条 防災部は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。
  - (1) 部員相互及び地域との交流と情報交換
  - (2) 災害に備え、防災部業務及び防災・減災に関する研修・訓練
  - (3) 災害時における運営に関すること
    - ① 地域避難所運営
    - ② 地域防災拠点等関連機関との情報交換、連携
    - ③ 初期消火活動
    - ④ 救助·救護活動
    - ⑤ 救助・生活資機材の管理
    - ⑥ 食料・水・物資等の備蓄・配給の管理・運営
  - (4) その他、目的達成のため必要な業務

(委員)

- 第3条 新橋中自治会から選出された者及び防災部が推薦する者をもって構成する。 委員は防災部の業務に参画する。
- 第4条 防災部は次の部員(班)を置く。部員の任期は2年とし、再任を妨げない。 任期途中の退任により補充された部員の任期は残余の期間とする。

部長 1名 副部長 1名 会計 1名 監事 1名 情報班班長及び副班長 各1名 庶務班班長及び副班長 各1名 救出救護・初期消火班班長及び副班長 各1名 食料物資班班長及び副班長 各1名

環境班班長及び副班長 各1名

#### (防災部員の選任と業務)

- 第5条 防災部員は、互選により選任する。
  - 2 部長は、部を代表し、部を統括するとともに、災害発生時には避難所を 代表し応急の指揮を執る。
  - 3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故ある時はその職務を代行する。
  - 4 会計は、部の経理を担当する。
  - 5 監事は、部の任務及び会計について監査する。
  - 6 庶務班は、年間計画に基づき会議の案内及び会場や飲料の準備をおこなう。
  - 7 各班長は、別に定める「班毎の業務」に基づき、業務の指揮を執る。
  - 8 各副班長は、班長を補佐する。

## (会議)

- 第6条 年間計画に基づき開催する。また部長が必要と認めたとき会議を召集する。
  - 2 部長は会議の長となり、議事を進行する。
  - 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決する。

### (防災計画)

- 第7条 防災部は、災害による被災の防止及び減災を図るため、次の防災計画を作成する。
  - (1) 防災組織の編成及び業務分担に関すること。
  - (2) 防災知識の普及に関すること。
  - (3) 災害発生時の要援護者の支援体制に関すること。
  - (4) 防災訓練の実施に関すること。
  - (5) 災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、機材・物資管理、食料配給・炊出しに関すること。
  - (6) 災害発生時における専門部等(サポーター)との連携に関すること。
  - (7) その他必要とする事項。

# (会計·監査)

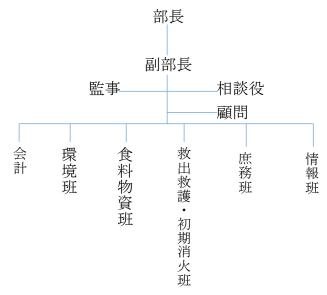
- 第8条 防災部の運営に関する費用は、新橋中自治会の予算をもって充てる。
- 第9条 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## (相談役、顧問)

第10条 相談役、顧問を置くことができる。任期については部員の任期に準ずる。 相談役、顧問は防災部会議に参画する。

(付則)

## 第11条 防災部 組織体系



第12条 班毎の業務

付表に示す。

第13条 研修会、自己研鑽参加者に活動費を支給する

区内開催参加:500円、 区外開催参加:1,000円

第14条 町の防災部業務指針は令和2年9月1日より、施行する。